

介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格について

H30.5.29 時点

平成 30 年度（第 21 回）以降の受験資格は、次の 1, 2 のいずれかに該当する方です。
なお、要介護者に対する直接的な援助を行っていない期間は実務経験に含まれません。

1. 保健・医療・福祉にかかる法定資格を取得し、登録後に当該法定資格に基づく業務に従事した期間が 5 年かつ 900 日以上ある者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士

2. 次の(1)～(9)において、人員基準により必置とされる相談援助業務に従事した期間が 5 年かつ 900 日以上ある者

- (1)特定施設入居者生活介護施設の生活相談員
- (2)地域密着型特定施設入居者生活介護施設の生活相談員
- (3)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設の生活相談員
- (4)介護老人福祉施設の生活相談員
- (5)介護老人保健施設の支援相談員
- (6)介護予防特定施設入居者生活介護施設の生活相談員
- (7)障害者総合支援法に基づく計画相談支援の相談支援専門員
- (8)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の相談支援専門員
- (9)生活困窮者自立相談支援事業の主任相談支援員